

令和2年横瀬町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 午前10時から10時11分

2. 開催場所 横瀬町コミュニティ防災センター

3. 出席委員(6人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	3番	町田幸広
	4番	町田多
	6番	小室寿徳
	9番	若林想一郎
農地利用最適化推進委員	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(4人)

	1番	加藤虎三
	5番	佐野貞行
	8番	小泉茂樹
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	町田勝一
	小俣敏孝

7. 会議の概要

議 長 それでは、皆さんお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。
ございます。

本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、事務局と相談したところ、出席委員を減らして開催することといたしました。1番、加藤虎三委員、5番、佐野貞行委員、8番、小泉茂樹委員、10番、武藤量司委員、そして平沼敏明農地利用最適化推進委員さんに欠席要請をいたしましたので、ご報告申し上げます。

本日の出席委員は6名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について議題といたします。
慣例により議長からご指名申し上げます。よろしいですか。

〔「異議なし」〕

議 長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

議長よりご指名申し上げます。

3番、町田幸広委員、4番、町田多委員、両名にお願いいたします。よろしく申し上げます。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

本日の議事は、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件です。

会期は本日1日間としたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

日程第3、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは議案第9号について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況は境内地で、面積は314平方メートルです。申請者は、議

案書にございますとおり、町内所在の宗教法人です。申請理由は、庫裏及び住居用住宅用地であります。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、県道熊谷小川秩父線沿いにある川西地区のコンビニエンスストアから北北西に約200メートルのところが申請地になります。この農地について、庫裏及び住居用住宅用地として引き続き利用したいとのことからの申請でございます。

申請者は、申請地を含む一帯で古くから寺院を管理してまいりましたが、所有する土地等を精査する中で、本申請地が農地として登記されていることが判明したため、現状の用途に改めるべく、始末書を付して本件の申請に至ったわけでございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第9号 農地法第4条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る6月19日金曜日、10時から富田哲夫補助委員と同行し、申請者立会いのもと、現地調査を実施いたしましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、主要地方道路熊谷小川秩父線の西方に位置する川西地内で、申請人は宗教法人です。添付されている資料や申請者の話によると、相当以前から隣接する境内地と一体的に利用されている状況で、本堂及び庫裏が建立されていたとのことでした。40年ほど前の昭和55年4月に庫裏を改築し、附属屋2棟を農地法の許可を得ることなく建立し、現在に至っていることが判明したため、農地法違反を是正するため今回の農地転用許可申請に至ったとのことでもあります。この転用によって周囲の居住者等に迷惑をかけることはないと思われまますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の富田さん、お願いいたします。

富田委員 今回上程されました議案第9号につきまして、補足説明及び所見を述べさせていただきます。

まずもって、本地区の担当委員としてこの農地が農地法違反であると発見できなかったことを深くおわび申し上げます。現地を見ていただいておりますように、農地であった形跡はなく、しかも相当長い間不転用の状態で、今回測量等の調査で判明したとのこと。荒船推進委員さんの説明にもあったように、周囲への影響はないと思われ。また、反省の始末書も添付されております。違反状態を是正のためにもどうか特段のご高配をもって委員皆様のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩をしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時10分

議長 それでは、再開させていただきます。

ここで質疑に移りますが、いかがでしょうか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第9号につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

議

長

異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

大変ありがとうございました。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。

(午前10時11分)